

座間味村保育施設一時預かりのご案内

1. 対象となる乳幼児の条件について

①座間味村に住んでいること（住所を有していること）。

②年齢が1歳児または2歳児であること。（令和7年4月1日時点の年齢）

＊座間味村保育施設の一時預かり事業の形態は、「余裕型」となりますので、入所児童数や出勤する保育士の人数によって、利用できる人数が変動することはあらかじめご了承下さい。

2. 事業内容について

非定型的保育事業	仕事の都合で一時的に子どもを預けたい方
緊急保育事業	保護者の傷病や妊娠・出産、冠婚葬祭等の理由で一時的に子どもを預けたい方
私的理由による保育事業	育児に伴う心理的、肉体的な負担感を解消するために一時的に子どもを預けたい方（リフレッシュ）

3. 利用制限について

- ・開園曜日：月曜日～金曜日の平日（土曜日、日曜日、国民の祝祭日、慰霊の日、年末年始（12月29日～1月3日）はお休みです）
- ・利用可能時間：保育施設の開所時間の8時間以内
- ・利用日数について
 - ◆非定型的保育事業／週3日までの利用。
 - ◆緊急保育事業／月15日までの利用。
 - ◆私的理由による保育事業／週1日までの利用。



4. 利用料金について

- ・利用料金は1時間当たり300円となります。

5. 一時預かりご利用の流れ

①まずは村役場へ、「**一時保育登録申請書**」を含む必要書類（別表1）をご提出下さい。（用紙は村HP、役場住民課窓口または阿嘉・慶留間出張所にて配布します）。

＊提出後、審査の上で登録可否の結果通知が発送されます。

②一時保育の登録が完了した方は、保育施設にて利用希望日を申請する「一時保育利用申込書」を提出して下さい。（用紙は保育施設にて受取可能です）。

＊基本的に2週間前には提出いただけるようご協力をお願いします。

＊同時期に、利用についての説明が主任保育士よりありますので、日程については直接保育施設へご連絡頂き主任保育士と調整をお願いします。

③一時預かりを利用された月の翌月までに、保育施設にてお支払いをお願いします。

※保育施設一時預かりは年度ごとの更新が必要となりますので登録申請書含む提出書類一式をご準備ください。



別表 1

非定型的保育事業	勤務証明書（一時保育用）、 自営業申立書（一時保育用）
緊急保育事業	病院での診断書や母子手帳等
私的理由による保育事業	特になし

6. その他

・アレルギーの対応や特別な配慮が必要となる場合、別途医師の診断書の提出等必要書類が増えることがありますのでご了承下さい。

・利用可能な枠（定員数）が変動するため、利用者間の公平性を保つために申請の内容や利用頻度によって利用日の調整・変更及び利用の見送り等をお願いすることもありますのでご理解、ご協力をお願いします。

・提出された書類（勤務証明等）と実態がかい離する場合はご利用停止の対象となります。

・上記以外の詳細については主任保育士より説明がありますので日程等調整の上、保育施設へお問い合わせ下さい。

お問合せ

座間味村役場 住民課

母子担当まで

TEL098-896-4045（平日 9 時～17 時まで）

